

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会

「技術的保護手段に関する中間まとめへの意見」

日本弁理士会副会長 正林 真之

日本弁理士会執行理事 中川 裕幸

◆第4章 【18頁～21頁】について

現行制度の技術的保護手段回避ルールでは、複製が社会に横行し権利者における著作物再生産のビジネスモデルが維持できないという現実を鑑みれば、「CSS等の「暗号型」技術やゲーム機・ゲームソフト用の保護技術を技術的保護手段の対象とすることが適当である」とした技術的保護手段の見直しについて理解できるものあり、基本的に賛成する。

なお、同結論及びその結論を得るうえで検討された「現行のように保護技術の「技術」のみに着目して、コピーコントロール「技術」か否かを評価するのではなく、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること」（第2章 【7頁～15頁】）について、実際の法改正時、以下のような丁寧な説明作業が望まれる。

（1）現在、パソコン上でCSSを解除しDVDを再生するソフト（専ら、DVDの複製等を目的とするものについては除く）が適法である（平成10年著作権審議会マルチメディア小委員会WG報告書、平成18年文化審議会著作権分科会報告書参照）として流通しているが、事後的に、著作権法30条1項2号の「技術的保護手段」に該当することになれば、これらのソフトの利用者に混乱を与えるかねない。

このため、従来の解釈との関係乃至整合性について、十分な説明を行うべきである。

（2）上記見直しの理由となっている「ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とすること」については、第三者に不測の不利益を及ぼさないように、明確な判断基準を示すべきである。

以上